

認可外保育施設を  
利用している方へ

# 令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 令和元年10月1日から無償化の対象となるためには、**「保育の必要性の認定」を9月末日までに申請している必要があります。**

(注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用していない方が対象となります。

(注2) 既に有効な認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

(注3) 無償化開始後に対象施設の利用を開始する場合、利用開始月の前月までに「保育の必要性の認定」を申請してください。

- **3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。**

(注) 無償化となる費用（施設等利用費）については、償還払いを予定しております。**認可外保育施設を利用する方については、9月頃に償還払いを受けるための必要な手続きをご案内する予定です。今しばらくお待ちください。**

- 対象施設は区市町村から「確認」を受けた**認可外保育施設**

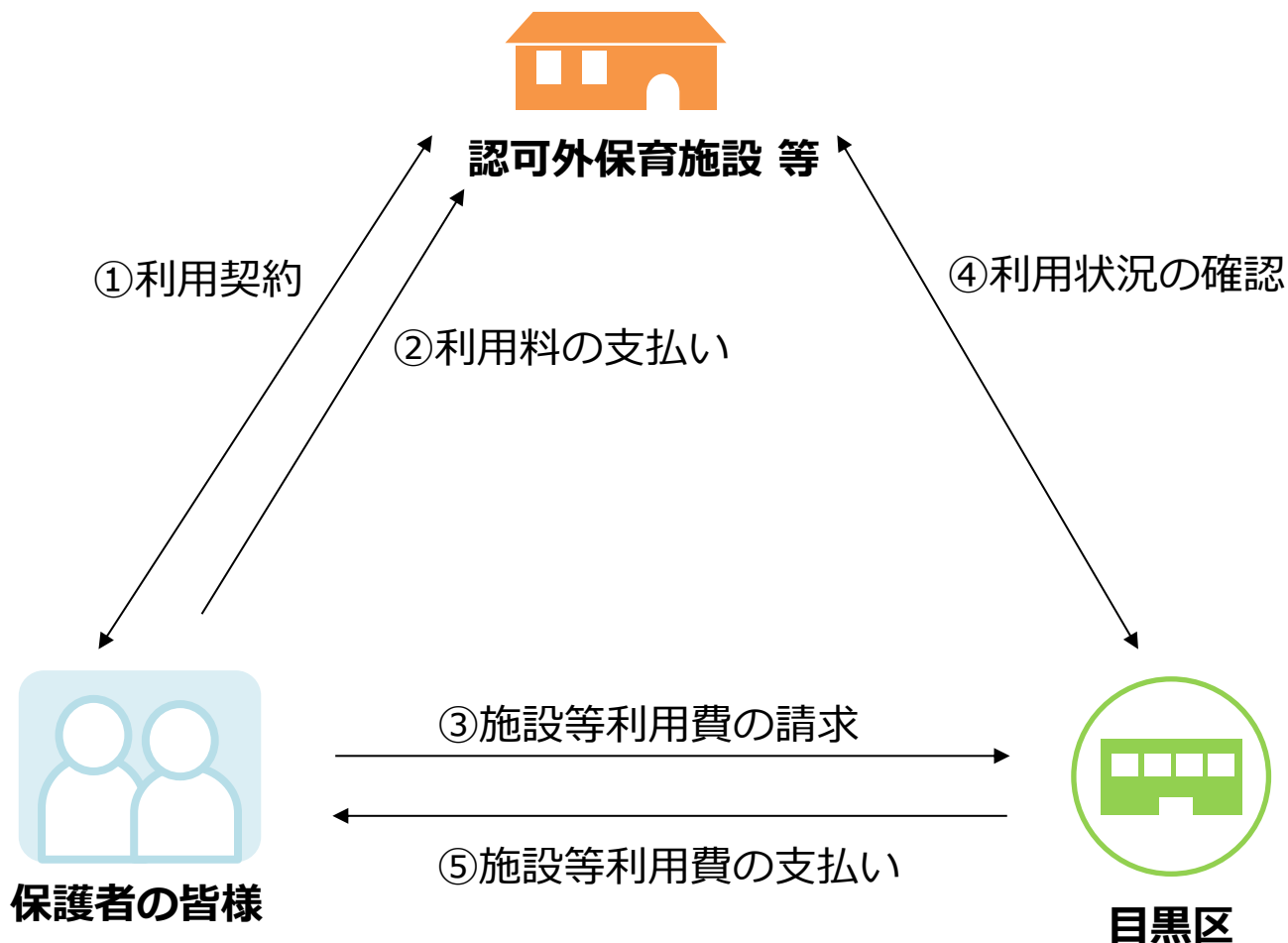
(認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)に加え、

**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**です。

(注1) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、指導監督基準を満たし、確認を受けている必要があります。ただし、経過措置として5年間は、都道府県等に届出を行い、確認を受けていれば無償化の対象施設となります。なお、5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が変更になる場合があります。

(注2) 企業主導型保育事業は国による無償化の対象であり、目黒区の償還払いの対象外となります。

# [基本的な手続きのイメージ]



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず認定申請が必要です。  
※対象施設となるためには、区市町村の確認を受けている必要があります。  
※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：

【認可外保育施設について】

保育課 保育施設利用係 TEL：03-5722-9868

【一時預かり事業・病児保育事業について】

保育課 保育係 TEL：03-5722-9865

【ファミリー・サポート・センター事業について】

子育て支援課 利用者支援係 TEL：03-5722-9596